

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第十六条の四まで（現行のとおり） （特定低公害・低燃費車の導入義務）</p> <p>第十七条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 条例第三十五条第一号に規定する割合に係る規則で定める割合は、特定低公害・低燃費車のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める自動車に換算した場合において、<u>三十一パーセントとする。</u></p> <p>4 条例第三十五条第二号に規定する規則で定める乗用車は、<u>第一項の自動車のうち軽自動車を除いたものであつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（これを改造した特種の用途に供するものを含む。）とする。</u></p> <p>5 条例第三十五条第二号に規定する割合に係る規則で定める割合は、特定低公害・低燃費車のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める乗用車に換算した場合において、<u>二十一パーセントとする。</u></p> <p>第十八条から第八十二条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第二十まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第十六条の四まで（略） （低公害・低燃費車の導入義務者の規模）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例第三十五条に規定する規則で定める割合は、<u>同条に規定する低公害・低燃費車のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める自動車に換算した場合において、<u>十五パーセントとする。</u></u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第十八条から第八十二条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第二十まで（略）</p>

別記第三十六号様式から第三十九号様式まで (現行のとおり)

第35号様式 (第60条関係)

石綿飛散防止方法等計画届出書

年 月 日

東京都知事 殿
住所 氏名
〔 法人にあつては名称、代表者の所在地 〕

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第124条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の名称	
作業場の隔離方法	
石綿飛散防止方法	集じん効率 作業場の真正確保に必要な排気風量の計算根拠 作業場の集じん・排気装置の能力等 必要排気風量 $\frac{m}{\text{分}} \times \frac{15}{\text{分}} =$ $\frac{m}{\text{分}} \times$ 台 = $\frac{m}{\text{分}}$
集じん・排気装置の性能維持管理	作業場の隔離 集じん・排気装置の性能維持管理 集じん・排気装置の性能維持管理
隔離用シートの撤去	
排水の処理	
石綿濃度の測定	
粉じん飛散防止方法	

備考 1 届出対象特定工事の名称欄には、大気汚染防止法施行規則に規定する様式第3の5に記載する届出対象特定工事の名称を転記すること。
2 この様式各欄に記載しきれない場合は、別紙に記入し添付すること。
3 標準作業工程図(吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の除去等の作業の流れが分かるもの)及び工程表を添付すること。

(日本産業報告A列4番)

別記第一号様式から第三十四号様式まで (現行のとおり)

別記第三十六号様式から第三十九号様式まで (略)

第35号様式 (第60条関係)

石綿飛散防止方法等計画届出書

年 月 日

東京都知事 殿
住所 氏名
〔 法人にあつては名称、代表者の所在地 〕

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第124条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の名称	
作業場の隔離方法	
石綿飛散防止方法	集じん効率 作業場の真正確保に必要な排気風量の計算根拠 作業場の集じん・排気装置の能力等 必要排気風量 $\frac{m}{\text{分}} \times \frac{15}{\text{分}} =$ $\frac{m}{\text{分}} \times$ 台 = $\frac{m}{\text{分}}$
集じん・排気装置の性能維持管理	作業場の隔離 集じん・排気装置の性能維持管理 集じん・排気装置の性能維持管理
隔離用シートの撤去	
排水の処理	
石綿濃度の測定	
粉じん飛散防止方法	

備考 1 届出対象特定工事の名称欄には、大気汚染防止法施行規則に規定する様式第3の4に記載する届出対象特定工事の名称を転記すること。
2 この様式各欄に記載しきれない場合は、別紙に記入し添付すること。
3 標準作業工程図(吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の除去等の作業の流れが分かるもの)及び工程表を添付すること。

(日本産業報告A列4番)

別記第一号様式から第三十四号様式まで (略)